

事前協議審査資料【条例その他関係法令等との適合性】

木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

				学校法人高柳学園 高柳幼稚園	八幡台幼稚園 学校法人美鈴学園
(乳児等通園支援事業者の一般原則)					
第 6 条	1 利用乳幼児の人権に十分配慮する	義務	努力義務	満たしている	満たしている
	地域社会との交流及び連携				
	2 利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、事業の運営の内容を適切に説明する		○	実施する	実施を検討する
	3 自己評価	○		実施する	実施する
	4 外部評価		○	実施なし	実施なし
	5 事業の目的を達成するために必要な設備	○		満たしている	満たしている
	6 事業所の構造設備は、採光、換気その他の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮	○		満たしている	満たしている

(乳児等通園支援事業者と非常災害)

第 7 条	1 軽便消火器等の消火用具		○	備えている	備えている
	非常口その他非常災害に必要な設備		○	備えている	備えている
	非常災害に対する具体的な計画		○	備えている	備えている
	訓練		○	実施している	実施している
	2 毎月 1 回避難及び消火に対する訓練	○		実施している	実施している
	3 地震その他の非常災害に備え、利用乳幼児のための物資の確保		○	確保している	確保している

(安全計画の策定等)

第 8 条	「安全計画」の策定				
	1 事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園支援事業所における安全に関する事項についての計画	○		備えている	備えている
	2 研修及び訓練を定期的実施	○		実施している	実施している
	3 保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知	○		実施している	実施している

事前協議審査資料【条例その他関係法令等との適合性】

木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

			学校法人高柳学園 高柳幼稚園	八幡台幼稚園 学校法人美鈴学園
(乳児等通園支援事業者の一般原則)	義務	努力 義務		

(自動車を運行する場合の所在の確認)

第9条	利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときの点呼・所在の確実な把握	○			
	2 送迎車ににブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置	○			

(職員等の一般的要件)

第10条	職員は訓練を受けた者でなければならない	○		研修受講予定	研修受講予定
	2 「誓約書の確認」暴力団排除条例の暴力団、同条第3号の暴力団員等又は同条例第9条第1項の暴力団密接関係者であってはならない。	○		該当しない	該当しない

(職員の知識及び技能の向上等)

第11条	職員の知識及び技能の修得、維持及び向上	○		満たしている	満たしている
	2 研修の機会確保	○		満たしている	満たしている

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条	乳児等通園支援に支障がない場合に限り、他の施設と設備・職員の一部を兼ねることができる			支障ない	支障ない
------	--	--	--	------	------

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条	差別的取扱いをしてはならない	○		規定している	規定している
------	----------------	---	--	--------	--------

(虐待等の禁止)

第14条	利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	○		規定している	規定している
------	-------------------------------	---	--	--------	--------

(衛生管理等)

事前協議審査資料【条例その他関係法令等との適合性】

木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

				学校法人高柳学園 高柳幼稚園	八幡台幼稚園 学校法人美鈴学園
(乳児等通園支援事業者の一般原則)		義務	努力 義務		
第15条	利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理	○		満たしている	満たしている
	2 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための職員研修・訓練を定期実施	○		満たしている	満たしている
	3 必要な医薬品その他の医療品を備える	○		満たしている	満たしている

(運営規定) 定めておかなければならない重要事項に関する規程

第17条	(1) 乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針	○		規定している	規定している
	(2) 提供する乳児等通園支援の内容	○		規定している	規定している
	(3) 職員の職種、員数及び職務の内容	○		規定している	規定している
	(4) 乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日	○		規定している	規定している
	(5) 利用乳幼児の保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額	○		規定している	規定している
	(6) 利用定員	○		規定している	規定している
	(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他利用に当たっての留意事項	○		規定している	規定している
	(8) 緊急時等における対応方法	○		規定している	規定している
	(9) 非常災害の対策	○		規定している	規定している
	(10) 虐待の防止のための措置に関する事項	○		規定している	規定している
	(11) 前各号に掲げるもののほか、乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項	○		規定している	規定している

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条	職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿	○		備えている	備えている
------	--------------------------------	---	--	-------	-------

(秘密保持等)

第19条	正当な理由なく、その業務上知りえた情報を漏らしてはならない	○		規定している	規定している
------	-------------------------------	---	--	--------	--------

(苦情への対応)

事前協議審査資料【条例その他関係法令等との適合性】

木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(乳児等通園支援事業者の一般原則)	義務	努力義務	学校法人高柳学園 高柳幼稚園	八幡台幼稚園 学校法人美鈴学園
第20条 苦情を受け付けるための窓口を設置する	○		設置している	設置している

一般型乳児等通園支援事業

(設備の基準)

第22条	(1) 0歳1歳受入れの場合、乳児室又はほふく室及び便所を設ける	○			
	(2) 乳児室 乳児又は幼児 1 人につき 1. 6 5 m ² 以上	○			
	(3) ほふく室 乳児又は幼児 1 人につき 3. 3 m ² 以上	○			
	(5) 満 2 歳以上の幼児の場合、保育室又は遊戯室及び便所を設ける	○		満たしている	満たしている
	(6) 保育室又は遊戯室の面積は、幼児 1 人につき 1. 9 8 m ² 以上	○		満たしている	満たしている
	(8) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を 2 階に設ける建物 ア 耐火建築物又は準耐火建築物であること イ 保育室等が設けられている階に応じ、必要な施設・設備を設けていること	○ ○ ○			

(職員)

第23条	保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として市長が行う研修を修了した者を置く	○		満たしている	満たしている
	2 乳児等通園支援従事者の数				
	乳児 3 人：1 人以上、満 1 歳以上満 3 歳未満の幼児 6 人：1 人以上 半数以上は保育士	○ ○		満たしている 満たしている	満たしている 満たしている
	一般型乳児等通園支援事業所一につき 2 人を下ることはできない	○		満たしている	満たしている
	3 専任要件				

事前協議審査資料【条例その他関係法令等との適合性】			学校法人高柳学園 高柳幼稚園	八幡台幼稚園 学校法人美鈴学園
木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例				
(乳児等通園支援事業者の一般原則)		義務	努力 義務	
	他の施設とが一体的に運営されている場合であって、専任従事者が保育士であるとき 在園児合同型で利用乳幼児の人数が3人以下である場合で、保育所等の保育士による支援を受けることができるとき		満たしている	満たしている
(乳児等通園支援の内容)				
第25条	基準の順守	○		配慮されている
(保護者との連絡)				
第26条	保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。		○	満たしている
余裕活用型乳児等通園支援事業				
(設備及び職員の基準)				
第27条	保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所毎の基準			
木更津市家庭的保育事業等及び乳児等通園支援事業認可等要綱				
施設 の 構 造	条例第6条第6項 採光、換気その他の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮		考慮している	考慮している
	(1) 建築基準法に基づく確認済証及び検査済証の交付を受けている又は受ける見込みのものの交付を受けていない建物の場合にあっては法適合が確認できる、又はできる見込みのもの		確認済み	確認済み
	(2) 建築基準法第20条の基準を満たし、耐震上の問題がないこと(昭和56年5月31日以前に確認済証が交付されている建物の場合、耐震調査を実施して問題がないもの又は耐震補強済み		確認済み	確認済み

事前協議審査資料【条例その他関係法令等との適合性】

木更津市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(乳児等通園支援事業者の一般原則)	
	乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び屋内遊戯場の面積

義務
努力
義務

学校法人高柳学園 高柳幼稚園	八幡台幼稚園 学校法人美鈴学園
確認済み	確認済み

第5条 社会福祉法人及び学校法人以外の者に対する認可審査基準

経済的基礎	ア 事業費の1/6相当の資金を普通預金・当座預金等により有していること
	イ 直近会計年度において、3年以上連続して損失計上していないこと
社会的信望	社会福祉事業への関与等の実績、ボランティア活動の経験、地域住民からの信頼、過去の賞罰、暴力団との関係の有無、税金の滞納の有無、過去に死亡事故やそれに準ずる重大事故を起こしているか等の諸般の状況を総合的に勘案する。 誓約書の確認 履歴書・経歴書の確認
	(3)実務を担当する幹部職員が社会福祉事業に関する知識または経験を有すること 保育所並びに保育所以外の児童福祉施設、認定こども園、幼稚園及び家庭的保育事業等において2年以上勤務した経験を有するかまたはこれと同等の能力を有する者
事業所経営の安定性	2 不動産の貸与をうけて実施する場合
	(1)賃借料が地域の水準と照らして適正か
	(2)安定的に賃借料を支払い得る財源の確保
	(3)賃借料及びその財源が収支予算書に計上されている
	(4)安定的な保育ができるよう賃貸借機関が10年以上かまたはそれと同等と認められる

--	--

乳児等通園支援給付に係る事業所一覧

No.	事業所名	所在地	施設類型	設置者	実施方法	定員				事業実施日	事業実施時間	1日あたりの 開所時間	事業開始予定日	給食 提供
						0歳	1歳	2歳	計					
1	幼保連携型認定こども園 八幡台幼稚園	八幡台四丁目2-2	認定こども園	学校法人美鈴学園	一般型(独立専用室実施)		10人		10人	金曜日	午前9:30-12:00	2時間30分	令和9年1月1日	なし
2	高柳幼稚園	高柳2-11-9	認定こども園	学校法人高柳学園	一般型(在園児合同)			15人	15人	月曜日から金曜日のうち平日1日	午前10:00-12:30	2時間30分	令和8年12月1日	有